

価格保険と経営安定化—カナダの事例を中心に—

農林水産政策研究所 上席主任研究官
吉井邦恒

農林水産省では、平成 22 年度から、標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を全国一律単価として交付する米戸別所得補償モデル事業を行うこととしている。本報告では、生産費に基づく水準を保証する価格保険を実施しているカナダのケベック州及びオンタリオ州のプログラムを紹介する。また、アメリカで 2008 年農業法により導入された収入変動緩和プログラムである ACRE の加入状況について報告する。

1 ケベック州の ASRA

ケベック州では、州独自の制度として 1975 年に創設された農業収入安定化保険（ASRA:d'assurance stabilisation des revenus agricoles）により、農産物の市場価格の低下に対する保護が提供されている。

ASRA により、市場価格が安定化収入を下回るときに、その差額に保険対象数量を乗じて計算される金額が保険金として支払われる。安定化収入とは、いわば支持価格に相当するもので、生産費のうちの変動費用、固定費用及び減価償却費に熟練労働者の給料の一定割合（90%または 70%）を加えたものであり、毎年設定される。安定化収入を算定するため、モデル農家（上位 10%の専門的かつ効率的な農家）の生産費が 5 年ごとに調査される。その調査された生産費にカナダ統計局の価格インデックスによる調整を加えて毎年の生産費が算定されている。

ASRA は供給管理制度の対象となっている酪農、家きん及び鶏卵、野菜等を除くケベック州の主要農産物のほとんどを対象としており、のべ 3 万戸以上が ASRA に加入している。近年の累積収支（保険金から保険料を引いたもの）は大幅なマイナスとなっており、低い市場価格に対して生

産費に準ずる水準まで収入を補てんする状況が続いている。

2 オンタリオ州の RMP

オンタリオ州では、穀物・油糧種子を対象として、市場価格が生産費に基づく支持水準を下回るときに、その差額に平均農家収量を乗じた額が保険金として支払われるリスク管理プログラム（RMP: Risk Management Program）が実施されている（2007 ～ 2009 年度の 3 年間のパイロット・プログラム）。

RMP の場合、保険金の計算は、秋収穫後と翌年春の 2 回行われ、市場価格の変動に速やかに対応できる仕組みになっている。支持水準は、生産費に農家が選択する保証水準（85 %～ 100 %）を乗じて設定される。生産費としては、農業所得税申告書に基づき実施されている CAIS（Canadian Agricultural Income Stabilization Program）及び AgriStability の加入データ（カナダ歳入庁が保有）を用いて、最低 300 エーカー（121ha）の穀物・油糧種子の作付けを行っている農家の生産費を集計し、平均が 700 エーカー（283ha）になるように調整されたものが用いられる。

3 ACRE の加入状況について

2009 年 10 月に発表された ACRE の面積加入率は、全作物を通じて 12.8 %にとどまっており、2008 年農業法制定当時に想定された水準を大きく下回っている。ACRE への加入を推進してきた各州立大学の農業経済学者・研究者は、ACRE 加入による便益がコスト（直接支払いの 20 %減額）よりもはるかに大きいにもかかわらず、加入率が低いことに困惑している。ACRE への加入による便益は時間の経過ごとに変化し、不確実な要素が非常に大きい。このため、農家が加入を検討するに当たって、1 年以上も先の ACRE からの便益を予測するのは極めて困難であり、農業経済学者らはその点を十分に評価していないように思われる。